様式第２号（第５条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |

子を始めとした近親者等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 近親者等の  氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 近親者等の  氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 近親者等の  氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 近親者等の  氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |

宣誓日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　交付番号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　月　　　日 | 第　　　　　　号 |

武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　武豊町長　　　　　　　　印

（裏面）

○ 注意事項

１ この受理証明書は、武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。

２ この宣誓によって本町の行政サービスを利用するときは、宣誓証明書等の提示を求められる場合があります。

３ 次の場合は、受理証明書及び受理証明カードを返還してください。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が共に町内に住所を有しなくなったとき。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。 ※

(4) 要綱12条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5) その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

※ 近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。

４ 次の場合には無効になります。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと町長が認めるとき。

(3) 要綱第３条の各号の規定に反しているとき。

(4) 要綱第４条第６項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

* 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 戸籍上の氏名 |  |  |
| 通称名 |  |  |

＜この受理証明書を提示された方へ＞

武豊町では、性的少数者及び様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない者の生きづらさや困難の解消を図るとともに、それぞれの個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会を実現するため、『武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を実施しています。

この受理証明書は、宣誓者が武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係）及びファミリーシップ（パートナーシップの関係にある者の一方又は双方の子を始めとした近親者その他町長が適当と認める者を含め、家族であると約した関係。）の関係にあることを宣誓し、武豊町がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いします。

なお、本制度を利用する方の個人情報（性的指向・性自認や、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。